

## 1 - 5 届出に必要な書類

### (1) 事前協議における必要書類

最低限、下記の書類が揃えば事前協議を開始できます。

事前協議書は正副あわせて2部必要です(届出者の捺印は2部共必要です)。

事前協議を進め、届出内容が確定し、届出の必要書類が全て整いましたら、届出へ進んでください。

#### < 建築物 >

	書類名	内容
1	事前協議書 指導要綱 様式第1号	ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の種類については、該当する にレを記入してください。 ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 エ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。 キ 建築物の用途については、共同住宅にあっては、カッコ書きで戸数を明示してください。(例：共同住宅(110戸))
2	委任状	ア 設計者などの代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。 ウ 設計者と代理人が異なる場合は、設計者から代理人への委任状も必要です。
3	位置図	ア 建築物の敷地の位置を表す図面は大津市市域図(1/2500)に限ります。(都市計画課(本館3階)にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

## < 工作物 >

	書類名	内容
1	事前協議書	ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
	指導要綱 様式第1号	イ 行為の種類については、該当する にレを記入してください。
		ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。
		エ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。
		オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。
		カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
2	委任状	ア 設計者などの代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。
3	位置図	ア 工作物の敷地の位置を表す図面は大津市市域図（1 / 2 5 0 0）に限ります。（都市計画課（本館3階）にて写し（A3サイズ）を購入できます。）
		イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。
		ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

## < 開発行為 >

	書類名	内容
1	事前協議書	ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
	指導要綱 様式第1号	イ 行為の種類については、該当する にレを記入してください。
		ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。
		エ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。
		オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。
		カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
2	委任状	ア 設計者などの代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。
3	付近見取図	ア 敷地の位置を表す図面は大津市市域図（1 / 2 5 0 0）に限ります。（都市計画課（本館3階）にて写し（A3サイズ）を購入できます。）
		イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。
		ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

< 建築物・工作物・開発行為以外 >

	書類名	内容
1	事前協議書 指導要綱 様式第1号	<p>ア 事前協議書には、それぞれの行為に該当する第二面を添付してください。</p> <p>イ 届出者及び代理人の欄は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>ウ 行為の種類については、該当する にレを記入してください。</p> <p>エ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。</p> <p>オ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>カ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>キ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。</p>
2	委任状	<p>ア 設計者などの代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。</p> <p>イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。</p>
3	付近見取図	<p>ア 敷地の位置を表す図面は大津市市域図（1 / 2 5 0 0）に限ります。（都市計画課（本館3階）にて写し（A3サイズ）を購入できます。）</p> <p>イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。</p> <p>ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。</p>
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

## ( 2 ) 届出の必要書類

届出書は正副あわせて2部必要です。(届出者の捺印は2部共必要です。)

書類はすべてA4サイズでお願いします。

ただし、事前協議の際に添付された図面から変更が無ければ、新たに届出用として添付していただく必要はありません。(事前協議書添付図面をそのまま届出書添付図面兼用とみなします。)

### < 建築物 >

建築物の規模によって、次に掲げる図書が必要になります。

- ・届出書
- ・委任状
- ・付近見取図(縮尺2,500分の1市域図)
- ・配置図及び植栽計画図
- ・平面図
- ・立面図
- ・写真1(敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの)

図面は建築士法に基づいた設計者の署名、捺印をしてください。

次に掲げる行為を行う場合は、景観シミュレーションを行い、景観配慮事項届出書の提出が必要となります。(眺望景観基準編 参照)

- ・建築物の新築又は工作物の新設で、高さが31メートルを超えるもの
- ・建築物又は工作物の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分の高さが31メートルを超えるもの
- ・北部眺望景観保全地域内で、高さが13メートルを超えるもの

眺望景観保全地域外の場合は、中景の視点場から景観シミュレーションを、眺望景観保全地域内の場合は、中景の視点場及び重要眺望点から景観シミュレーションを行う必要があります。

必要図書名	建築物の規模		北部眺望景観保全地域内で、高さが13メートルを超えるもの
	建築物で高さが31mを超えるもの		
	眺望景観保全地域外	眺望景観保全地域内	
・ 景観配慮事項届出書			
・ 位置図1 (敷地、中景の視点場の位置を明記したもの)			
・ 位置図2 (敷地・重要眺望点の位置を明記したもの)			
・ 位置図3 (敷地・主要な眺望点の位置を明記したもの)			
・ 写真2 (中景の視点場から計画地を望み撮影したもの)			
・ 写真3 (重要眺望点から計画地を望み撮影したもの)			
・ 写真4 (敷地・主要な眺望点から計画地を望み撮影したもの)			
・ 完成予想図1 (中景の視点場からの計画建築物などの完成予想図)			
・ 完成予想図2 (重要眺望点からの計画建築物などの完成予想図)			
・ 完成予想図3 (敷地・主要な眺望点からの計画建築物などの完成予想図)			

## 添付図書作成における注意事項

届 出 書	<p>(細則様式第1号)</p> <p>ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>イ 行為の種類については、該当する にレを記入してください。</p> <p>ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。</p> <p>エ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。</p> <p>キ 最高高さは、建築基準法上の建物の最高高さを記入してください。</p> <p>ク 建築物の用途については、共同住宅にあっては、カッコ書きで戸数を明示してください。(例：共同住宅(110戸))</p>
委 任 状	<p>ア 設計者などの代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。</p> <p>イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。</p> <p>ウ 設計者と代理人が異なる場合は、設計者から代理人への委任状も必要です。</p> <p>エ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。(事前協議についてのみの委任状では不可)</p>
付 近 見 取 図	<p>(縮尺2,500分の1市域図)</p>
配 置 図	<p>ア できるかぎり北を上にして作成してください。</p> <p>イ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低(現況と計画)、敷地に接する道路の位置、種別、幅員及び高低を記入してください。</p> <p>ウ 道路及び隣地からの配置有効寸法を記入してください。施工誤差を考慮し、できるかぎり余裕をもった計画としてください。</p> <p>エ 敷地面積の根拠がわかるようにしておいてください。</p>
植 栽 計 画 図 (外構計画図)	<p>ア 敷地内の植栽計画を記入してください。(配置図に記入しても結構です。)</p> <p>イ 外構計画図では、工作物の新設・既存及び高さ、並びに土地の高低、切土・盛土の範囲及びその面積を記入してください。</p>
平 面 図	<p>ア 縮尺は200分の1以上としてください。 (100分の1は可。250分の1は不可となります。)</p> <p>イ 各階とも縮尺、方位、間取り及び各室の用途を記入してください。</p>
立 面 図	<p>ア 4面以上必要です。(全体の形状がわかりにくい場合は4面共添付してください。)</p> <p>イ 縮尺、開口部の位置を記入してください。</p> <p>ウ 建築物の最高高さ(最高棟高)を記入してください。</p> <p>エ 外壁の色を色鉛筆などで着色してください。着色が不明瞭な場合は、色見本を貼り付けてください。(状況により、カタログやサンプルの提示を求める場合もあります。)</p> <p>オ 増築工事において申請建物が同一棟の場合、既存建物も着色しておいてください。</p>
写 真 1	<p>(敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの)</p> <p>ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図などと兼ねていただいても結構です。</p>

<p>景観配慮事項届出書</p>	<p>(細則様式第8号) - 眺望景観保全地域外の場合、第3面の記入は不要です。  (細則様式第9号) 北部湖岸地域における建築物の建築等の場合  ア 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。  イ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。  ウ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。  エ 最高高さは、建築基準法上の建物の最高高さを記入してください。  オ 景観の保全方針については、都市景観・自然景観・眺望景観へ特に配慮した事項などを具体的に記述してください。  カ 工夫や配慮した事項については、「大津市景観計画」の良好な景観の形成のための行為の制限に関して配慮した事項について、具体的に記述してください。</p>
<p>位置図 1</p>	<p>(敷地、中景の視点場の位置を明記したもの)  ア 建築物の敷地の位置を表す図面は大津市区域図(1/2500)に限ります。(都市計画課(本館3階)にて写し(A3サイズ)を購入できます。)  イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。  ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。</p>
<p>位置図 2</p>	<p>(敷地・重要眺望点の位置を明記したもの)  ア 届出地の位置、重要眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。  イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。  ウ 届出地には「届出地」と明記してください。  エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。  オ 重要眺望点の位置を記入し、重要眺望点名を明記してください。</p>
<p>位置図 3</p>	<p>(敷地・主要な眺望点の位置を明記したもの)  ア 届出地の位置、主要な眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。  イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。  ウ 届出地には「届出地」と明記してください。  エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。</p>
<p>写真 2</p>	<p>(中景の視点場から計画地を望み撮影したもの)  ア 写真は、「計画建築物などについて中景の視点場(500m~2km程度離れた任意の場所)から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。</p>
<p>写真 3</p>	<p>(重要眺望点から計画地を望み撮影したもの)  ア 写真は、「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。  イ 重要眺望点からの写真は、該当する眺望景観保全地域に対応する全ての重要眺望点についてのものを添付してください。</p>
<p>写真 4</p>	<p>(主要な眺望点から計画地を望み撮影したもの)  ア 写真は、「計画建築物などについて主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。</p>

<p>完成予想図 1</p>	<p>(中景の視点場からの計画建築物などの完成予想図)          ア 「計画建築物などについて中景の視点場(500m~2km程度離れた任意の場所)から届出地に向かって撮影した写真」に計画建築物などの完成予想図を記入してください。          イ 45mを超える建築物などについては、計画建築物などの完成予想図をコンピュータグラフィックなどを用いて作成してください。</p>
<p>完成予想図 2</p>	<p>(重要眺望点からの計画建築物などの完成予想図)          ア 「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画建築物などの完成予想図を記入してください。          イ 45mを超える建物などについては、計画建築物などの完成予想図をコンピュータグラフィックなどを用いて作成してください。</p>
<p>完成予想図 3</p>	<p>(主要な眺望点からの計画建築物などの完成予想図)          ア 「計画建築物などについて主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画建築物などの完成予想図を記入してください。          イ 45mを超える建築物などについては、計画建築物などの完成予想図をコンピュータグラフィックなどを用いて作成してください。</p>

状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

### 特殊な場合

#### 1) 敷地が2つの景観区にまたがる場合

- ア 計画建築物などが何れかひとつの景観区内のみで建築される場合(計画建築物などが2つの景観区をまたがない場合)は、計画建築物などが建築される部分の景観区に関する基準のみが適用されます。  
 緑化など、敷地全体に対する基準については、そのかぎりではありません。
- イ 計画建築物などが、2つの景観区にまたがる場合は厳しい側の景観区が適用されます。ただし、市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区、河畔林景観区における数値基準は、それぞれの景観区に入っている部分のみ規制されます。

#### 2) 平均地盤面が生じる場合

- ア 最高高さは建築基準法に基づく平均地盤面から算定してください。
- イ 平均地盤面の計算式を明確に記入しておいてください。

< 工作物 >

工作物の規模によって、次に掲げる図書が必要になります。

- ・届出書
- ・委任状
- ・付近見取図（縮尺2，500分の1市域図）
- ・配置図及び植栽計画図
- ・平面図
- ・立面図
- ・写真1（敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの）

次に掲げる行為を行う場合は、景観シミュレーションを行い、景観配慮事項届出書の提出が必要となります。

- ・工作物の新設で、高さが31メートルを超えるもの
- ・工作物の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分の高さが31メートルを超えるもの
- ・北部眺望景観保全地域内で、高さが13メートルを超えるもの

眺望景観保全地域外の場合は、中景の視点場から景観シミュレーションを、眺望景観保全地域内の場合は、中景の視点場及び重要眺望点から景観シミュレーションを行う必要があります。

必要図書名	建築物の規模	工作物で 高さが31mを 超えるもの		北部眺望景 観保全地域 内で、高さ が13メー トルを超え るもの
		眺望景観 保全地域外	眺望景観 保全地域内	
・ 景観配慮事項届出書				
・ 位置図1 (敷地、中景の視点場の位置を明記したもの)				
・ 位置図2 (敷地・重要眺望点の位置を明記したもの)				
・ 位置図3 (敷地・主要な眺望点の位置を明記したもの)				
・ 写真2 (中景の視点場から計画地を望み撮影したもの)				
・ 写真3 (重要眺望点から計画地を望み撮影したもの)				
・ 写真4 (敷地・主要な眺望点から計画地を望み撮影したもの)				
・ 完成予想図1 (中景の視点場からの計画建築物などの完成予想図)				
・ 完成予想図2 (重要眺望点からの計画建築物などの完成予想図)				
・ 完成予想図3 (敷地・主要な眺望点からの計画建築物などの完成予想図)				

## 添付図書作成における注意事項

届 出 書	<p>(細則様式第2号)</p> <p>ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>イ 行為の種類については、該当する にしを記入してください。</p> <p>ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。</p> <p>エ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。</p>
委 任 状	<p>ア 設計者などの代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。</p> <p>イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。</p> <p>ウ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。(事前協議についてのみの委任状では不可)</p>
付 近 見 取 図	<p>(縮尺2,500分の1市域図)</p>
配 置 図	<p>ア できるかぎり北を上にして作成してください。</p> <p>イ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置、届出に係る工作物と他の工作物との別、擁壁の位置、土地の高低(現況と計画)、敷地に接する道路の位置、種別、幅員及び高低を記入してください。</p> <p>ウ 道路及び隣地からの配置寸法を記入してください。工敷地面積の根拠がわかるようにしておいてください。</p>
植 栽 計 画 図 (外構計画図)	<p>ア 敷地内の植栽計画を記入してください。(配置図に記入しても結構です。)</p> <p>イ 外構計画図では、工作物の新設・既存及び高さ、並びに土地の高低、切土・盛土の範囲及びその面積を記入してください。</p>
平 面 図	<p>ア 縮尺は200分の1以上としてください。 (100分の1は可。250分の1は不可となります。)</p> <p>イ 各階とも縮尺、方位、間取り及び各室の用途を記入してください。</p>
立 面 図	<p>ア 2面以上必要です。(全体の形状がわかりにくい場合は4面共添付してください。)</p> <p>イ 縮尺を記入してください。</p> <p>ウ 工作物の最高高さを記入してください。</p> <p>エ 工作物の色を色鉛筆などで着色してください。着色が不明瞭な場合は、色見本を貼り付けてください。(状況により、カタログやサンプルの提示を求める場合もあります。)</p> <p>オ 増築工事において申請工作物が同一棟の場合、既存工作物も着色しておいてください。</p>
写 真 1	<p>(敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの)</p> <p>ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。</p> <p>また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図などと兼ねていただいても結構です。</p>

<p>景観配慮事項届出書</p>	<p>(細則様式第10号) - 眺望景観保全地域外の場合、第3面の記入は不要です。  (細則様式第11号) 北部湖岸地域における建築物の建築等の場合  ア 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。  イ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。  ウ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているものうち該当するものを記入してください。  エ 景観の保全方針については都市景観・自然景観・眺望景観へ特に配慮した事項などを具体的に記述してください。  オ 工夫や配慮した事項については、「大津市景観計画」の良好な景観の形成のための行為の制限に関して配慮した事項について、具体的に記述してください。</p>
<p>位置図 1</p>	<p>(敷地、中景の視点場の位置を明記したもの)  ア 工作物の敷地の位置を表す図面は大津市区域図(1/2500)に限ります。(都市計画課(本館3階)にて写し(A3サイズ)を購入できます。)  イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。  ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。</p>
<p>位置図 2</p>	<p>(敷地・重要眺望点の位置を明記したもの)  ア 届出地の位置、重要眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。  イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。  ウ 届出地には「届出地」と明記してください。  エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。  オ 重要眺望点の位置を記入し、重要眺望点名を明記してください。</p>
<p>位置図 3</p>	<p>(敷地・主要な眺望点の位置を明記したもの)  ア 届出地の位置、主要な眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。  イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。  ウ 届出地には「届出地」と明記してください。  エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。</p>
<p>写真 2</p>	<p>(中景の視点場から計画地を望み撮影したもの)  ア 写真は、「計画工作物などについて中景の視点場(500m~2km程度離れた任意の場所)から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。</p>
<p>写真 3</p>	<p>(重要眺望点から計画地を望み撮影したもの)  ア 写真は、「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。  イ 重要眺望点からの写真は、該当する眺望景観保全地域に対応する全ての重要眺望点についてのものを添付してください。</p>
<p>写真 4</p>	<p>(主要な眺望点から計画地を望み撮影したもの)  ア 写真は、「計画建築物などについて主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。</p>
<p>完成予想図 1</p>	<p>(中景の視点場からの計画建築物などの完成予想図)  ア 「計画工作物などについて中景の視点場(500m~2km程度離れた任意の場所)から届出地に向かって撮影した写真」に計画工作物などの完成予想図を記入してください。  イ 45mを超える工作物などについては、計画工作物などの完成予想図をコンピュータグラフィックなどを用いて作成してください。</p>

1  
5  
届出に必要な書類

完成予想図 2	<p>(重要眺望点からの計画建築物などの完成予想図)</p> <p>ア 「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画工作物などの完成予想図を記入してください。</p> <p>イ 4.5mを超える工作物などについては、計画工作物などの完成予想図をコンピュータグラフィックなどを用いて作成してください。</p>
完成予想図 3	<p>(主要な眺望点からの計画建築物などの完成予想図)</p> <p>ア 「計画建築物などについて主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画建築物などの完成予想図を記入してください。</p> <p>イ 4.5mを超える建築物などについては、計画建築物などの完成予想図をコンピュータグラフィックなどを用いて作成してください。</p>

状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

### 特殊な場合

#### 1) 敷地が2つの景観区にまたがる場合

ア 計画工作物などが何れかひとつの景観区内のみで建設される場合(計画工作物が2つの景観区をまたがない場合)は、計画工作物などが建設される部分の景観区に関する基準のみが適用されます。

緑化など、敷地全体に対する基準については、そのかぎりではありません。

イ 計画工作物などが、2つの景観区にまたがる場合は厳しい側の景観区が適用されます。ただし、市街地水辺景観及び山岳水辺景観における数値基準は、市街地水辺景観及び山岳水辺景観に入っている部分のみ規制されます。

## < 開発行為 >

下表に掲げる図書が必要になります。

届 出 書	<p>(細則様式第3号)</p> <p>ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>イ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。</p> <p>ウ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>エ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。</p> <p>オ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。</p>
委 任 状	<p>ア 設計者などの代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。</p> <p>イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。</p> <p>ウ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。</p> <p>(事前協議についてのみの委任状では不可)</p>
付 近 見 取 図	<p>(縮尺2,500分の1市域図)</p> <p>ア 敷地の位置を表す図面は大津市市域図(1/2500)に限ります。(都市計画課(本館3階)にて写し(A3サイズ)を購入できます。)</p> <p>イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。</p> <p>ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。</p>
写 真	<p>(敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの)</p> <p>ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。</p> <p>また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図などと兼ねていただいても結構です。</p>
設 計 説 明 書	<p>開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。</p>
現 況 平 面 図	<p>(縮尺500分の1以上)(400分の1は可。600分の1は不可となります。)</p> <p>開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。</p>
土 地 利 用 計 画 図	<p>(縮尺500分の1以上)</p> <p>開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものに、擁壁など工作物の種別、配置、高さ(見え高)、延長を明記してください。又は、造成計画平面図を別途添付していただいても結構です。</p>
現 況 断 面 図	<p>(縮尺500分の1以上)</p> <p>開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。</p>
計 画 断 面 図	<p>(縮尺500分の1以上)</p> <p>開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。</p>

状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

< 建築物・工作物・開発行為以外 >

行為の種類によって、下表に掲げる図書が必要になります。

必要図書名	行為の種類	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	木竹の伐採	屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	水面の埋立て又は干拓
届出書					
委任状					
付近見取図（縮尺2,500分の1区域図）					
写真（敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの）					
設計説明書					
現況平面図（縮尺500分の1以上）					
計画平面図（縮尺500分の1以上）					
土地利用計画図（縮尺500分の1以上）					
現況断面図（縮尺500分の1以上）					
計画断面図（縮尺500分の1以上）					

：縮尺2000分の1以上

添付図書作成における注意事項

届 出 書	(細則様式第4号から第7号のうち該当するもの)
	ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
	イ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。
	ウ 景観構成要素、地区、景観区は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。
	エ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。
オ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。	
委 任 状	ア 設計者などの代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。
	イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。
	ウ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。
	(事前協議についてのみ委任状では不可)

付近見取図	(縮尺2,500分の1市域図) ア 敷地の位置を表す図面は大津市市域図(1/2500)に限ります。 (都市計画課(本館3階)にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
写真	(敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの) ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図などと兼ねていただいても結構です。
設計説明書	
現況平面図	(縮尺500分の1以上) (屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の場合は、縮尺200分の1以上) ア できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 イ 計画平面図と行為における前後比較ができるものとしてください。
計画平面図	(縮尺500分の1以上) (屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の場合は、縮尺200分の1以上) ア できるかぎり北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 イ 敷地面積と行為面積の根拠がわかるようにしてください。
土地利用計画図	(縮尺500分の1以上)
現況断面図	(縮尺500分の1以上) ア 計画断面図と行為における前後比較ができるものとしてください。
計画断面図	(縮尺500分の1以上) ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更においては、切土、盛土高さを記入してください。 イ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更においては移動土量、土石の採取においては採取量、水面の埋立て又は干拓においては埋立て土量の根拠がわかるようにしてください。

状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

## 特殊な場合

### 1) 敷地が2つの景観区にまたがる場合

ア 届出対象行為が何れかひとつの景観区内のみで行われる場合(届出対象行為が2つの景観区をまたがない場合)は、届出対象行為が行われる部分の景観区に関する基準のみが適用されます。

緑化など、敷地全体に対する基準については、そのかぎりではありません。

イ 届出対象行為が、2つの景観区にまたがる場合は厳しい側の景観区が適用されます。